

神奈川県社会人バドミントン連盟内規

- 1 . 移籍について
 - ・ 同一年度内での移籍は認めない。
 - ・ 選手が移籍する場合は、当該チームの監督の了承を得た上、理事長宛に文書を提出し、承諾を得ること。
- 2 . 同一クラブからの参加チーム数について
 - 同一クラブからの参加チーム数は、1チームとする。
 - (同一クラブの定義：同一クラブとは、チーム名を異にしても、そのクラブの運営・練習場所等が同一であること)
- 3 . メンバーの確認
 - 審判にオーダー確認を徹底させることを監督会議等で話すこと。
- 4 . 棄権の扱いについて(平成20年改訂)
 - 1日目を棄権：1日目は不戦敗、2日目のみで順位決定戦
 - 2日目を棄権：1日目の成績で2日目(リーグ戦と順位決定戦)は不戦敗
 - 1試合だけ行った場合(午前・午後どちらかのみ)：その部の最下位
 - 全試合棄権のチームは、その季は順位なしとし、ペナルティーとして翌季は最下部・最下位に降格する。
 - 連続2季(同一年度内に限らず)全試合棄権の場合は、除名扱いとする。
《規約第7条第3項》
- 5 . チームの最低人数について(平成3年9月1日追加)
 - 最低登録人数を男子6名・女子4名とすること。
- 6 . 無資格者が出場した場合の扱いについて
 - 参加資格のない者が出場した試合があった場合、そのチームはその季は順位なしとし、翌季は最下部・最下位に降格する。
 - (参加資格とは、無登録者及び登録資格のない者の登録者以外の者。
又、在住・在勤の基準日は、各リーグ戦開催初日現在とする。)
- 7 . 非協力クラブに対する処罰について(平成24年4月追加)
 - 当連盟から各加盟クラブへ各種協力要請(A指定)をお願いした際に無回答等非協力的および各種指示(禁煙ルール、駐車場ルール、ごみ処理ルール)に違反したクラブに対しては、常務理事会でその処罰を検討し、理事会の承認を以て確定する。
 - (処罰とは、嚴重注意・降格・除名をいう)
- 8 . 無資格者の扱いについて(平成24年8月追加)
 - 無資格者は練習・練習試合・オープン試合・応援を含め試合フロアへの入場を禁止する。
 - これに違反したクラブに対しては、理事会にて処分を決定する。
 - (無資格者とは、当連盟に登録のない者及び登録資格のない者)

9. 日当について

春季及び秋季クラブリーグ戦、夏季及び冬季個人戦、春及び秋マスターズ戦
クラブ対抗団体戦に本部役員として参加した者に対する日当は、下記の通り
とする。（常務役員及び当番クラブ共同額とする）

- ・ 全日の場合 2,000円
- ・ 半日の場合 1,000円(午前のみ又は午後のみ)